

# 若者・子育て世帯定住促進奨励金 (二世帯同居等支援奨励金) の申請手続き

本人または配偶者が39歳以下もしくは15歳以下の子を扶養している夫婦で、  
平成30年4月1日より前から市内に居住し、親世帯と別居(1年以上)していた子世帯(夫婦)が、  
令和3年4月1日から令和4年3月31までに  
市内業者から新築住宅を取得または中古住宅を取得し市内業者がリフォーム

「親世帯」と「子世帯」が  
取得した住宅に住民登録をする。

新築・中古住宅の登記申請をする。

「若者・子育て世帯定住促進奨励金申請書兼請求書」様式第1号及び必要書類を添付し、  
シティプロモーション課へ申請する。

※新築・中古住宅を取得した日又は、転居した日のいずれか遅い日から6ヶ月以内に行なう。

※子世帯とは、15歳以下の子を養育する単身者を含む。

※中古住宅のリフォームは、子世帯が契約し、申請の際に完了しているリフォームが対象です。

## 【必要書類】

①「若者・子育て世帯定住促進奨励金申請書兼請求書」様式1号

②「承諾書兼誓約書」様式2号

③「親世帯に関する届出書」様式3号

④「住民票の写し」

※世帯全員(親・子世帯)が記載され、転居前の住所の履歴が表示され、なお6ヶ月以内に取得したもの。

⑤「新築・中古住宅取得・リフォーム工事に関する領収書及び契約書の写し」

※工事に関する契約書がない場合は、金額及び工事内容が証明できるもの。

※市内業者とは、市に法人登録のある法人又は、市内に住所がある個人事業者。

⑥「住宅の登記事項証明書」

⑦「住宅の間取り図(見取り図)」

※⑤⑥⑦については、原本及びコピーの両方をお持ちください。

⑧その他、奨励金の審査のうえで必要となるもの(申請要件が確認できるもの)

⑨申請する世帯以外の方が申請を届け出る場合は、委任状又は代理人の身分証明書

市において申請書類の審査および調査(市税滞納・市内業者の確認)をします。  
(古河市若者・子育て世帯定住促進奨励事業実施要綱に基づく)

「若者・子育て世帯定住促進奨励金決定通知書」様式第4号を送付します。

指定された口座へ奨励金を振込みます。

※奨励金の交付を受けてから5年間は住民登録や税務に関する資料を調査・閲覧いたします。  
支給対象者として要件を満たさないことが明らかになった時は、返還請求いたします。

お問合せ先 古河市役所 シティプロモーション課  
(古河市役所総和庁舎2階)  
TEL 0280-92-3111